

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	公営住宅に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三股町は、公営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮崎県三股町

公表日

平成27年7月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅に関する事務
②事務の概要	公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び三股町営住宅管理条例(平成9年三股町条例第20号)等関係法令に基づき、町営住宅の維持及び管理運営を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①公営住宅入居時の入居資格の確認に関する事務 ②公営住宅入居時の家賃・敷金の決定及び徴収 ③入居後の収入状況報告に対する各種所得情報の照会 ④収入状況報告された各種所得情報に基づく家賃を毎年度ごとに決定、入居者に通知 ⑤収入超過者に対する認定と通知 ⑥高額所得者に対する認定と退去請求を通知 ⑦出産・死亡等による世帯情報変更の確認 ⑧同居及び入居承継の承認に関する事務 ⑨家賃・敷金等に係る徴収と滞納整理事務 ⑩家賃減免及び徴収猶予の決定に関する事務
③システムの名称	1. 公営住宅管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住宅管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の19の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号及び別表第二 31項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。) 第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備課
②所属長	都市整備課長 児玉 秀二
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三股町都市整備課 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9066
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三股町都市整備課 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9066

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる